

ひとり親家庭のための 支援策ガイドブック



はじめに

このガイドブックは、ひとり親家庭の皆さんを支援する制度や相談窓口をまとめたものです。

日々の生活の中で、お子さんの将来のことやご自身の生活のこと、金銭的なこと、心配なことや不安に思うことがいろいろ出てきます。

そんなときは、ひとりで悩まないでください。このガイドブックに解決のヒントがあるかもしれません。

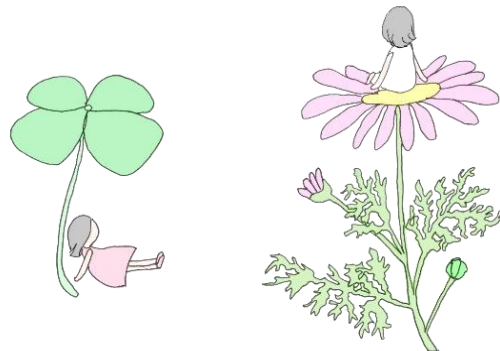
ガイドブックの用語の説明

○ひとり親家庭

母親又は父親のいずれかと、その子（児童）からなる家庭です。

○寡婦

配偶者のない女性で、かつて母子家庭の母であった方です。



目次

生活支援

○児童扶養手当	5p
○通勤定期特別割引	6p
○ひとり親家庭医療費助成	7p
○母子父子寡婦福祉資金貸付制度	8-9p
○生活福祉資金貸付制度	10-11p
○生活保護	12p
○県営住宅の入居	13-14p
○生活困窮者自立支援制度	15-16p
○母子生活支援施設	17p

子育て支援

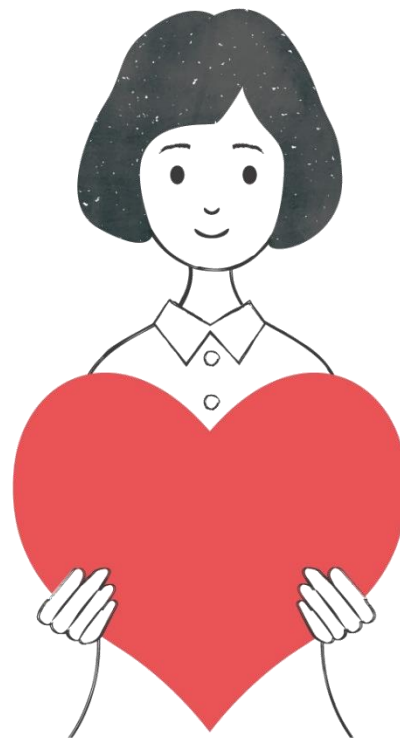
○ひとり親家庭等日常生活支援事業	18p
○子育て短期支援事業	19p
○ファミリー・サポート・センター事業	20-21p

就労支援

○高等職業訓練促進給付金等事業	22p
○自立支援教育訓練給付金事業	23p
○高等学校卒業程度 認定試験合格支援事業	24p
○職業訓練	25p
○訓練・生活支援給付金	25p
○訓練・生活支援資金融資	25-26p
○母子・父子自立支援プログラム策定事業 *母子・父子自立支援員とは？	27p

養育相談・法律相談等各種相談

○特別相談事業（法律相談）	28p
○DV相談	29-30p
○ひとり親家庭等就業・自立支援センター *知っておくと便利！「公正証書」	31p 32p
○関係機関一覧	33-36p



ひとりで子育ても仕事も頑張る

お母さん、お父さんへ





下記の支給要件に該当する18歳に達する日以降の最初の3月31日までにいる児童（一定以上の障がいのある場合は20歳未満）を監護している母又は監護しかつ生計を同じくする父、もしくは父母に代わってその児童を養育している方に支給します。

支給要件

- 父母が婚姻を解消した児童
- 父又は母が一定程度の障害の状態にある児童
- 父又は母の生死が明らかでない児童
- 父又は母に引き続き1年以上遺棄されている児童
- 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- 父又は母が死亡した児童・・・など

手当額（令和5年度） ※所得制限があります。

- 児童1人の場合（月額）
44,140円（全部支給）、44,130円～10,410円（一部支給）
- 児童2人以上の加算額（月額）
2人目 10,420円（全部支給）、10,410円～5,210円（一部支給）
3人目以降（1人につき） 6,250円（全部支給）、6,240円～3,130円（一部支給）
※年金を受給している場合は、支給額を調整します。

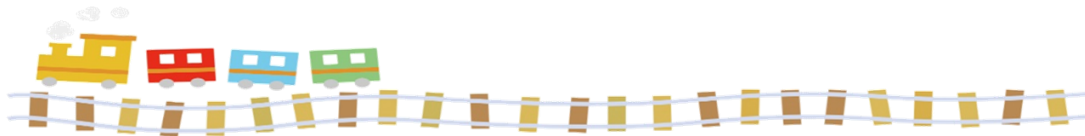
支払時期（年6回）

原則として、毎年奇数月にそれぞれ前月分までが銀行の指定口座に振り込まれます。
（令和5年度は5月、7月、9月、11月、1月、3月に支給）

お問い合わせ

お住まいの市町村の児童扶養手当窓口





児童扶養手当を受給している世帯の負担軽減を図るため、JR 通勤定期乗車券を購入する場合に特別割引(3割程度)が受けられる制度です。

対象者

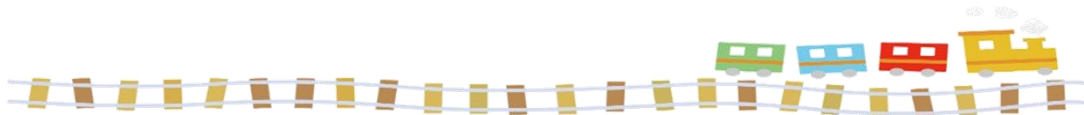
児童扶養手当受給者又はその方と同一世帯員の方で、通勤のために定期券を必要とする方が対象となります。ただし、特定者資格証明書を交付された方に限ります。

手続き

- ①お住まいの市町村の児童福祉担当課で、「特定者資格証明書(写真付)」と「特定者用定期乗車券購入証明書」の交付を受けてください。
なお、交付を受ける際は、次の書類等をご持参ください。
 - ・児童扶養手当証書
 - ・印鑑
 - ・定期券を購入する方の証明写真
(6か月以内に撮影の正面上半身、縦4cm×横3cmのもの)
- ② 駅の窓口で次の書類を提出し、定期券をお求めください。
 - ・特定者資格証明書
 - ・特定者用定期乗車券購入証明書
 - ・定期乗車券購入申込書(駅の窓口にあります。)

お問い合わせ・申請窓口

お住まいの市町村の児童扶養手当窓口





下記①又は②に該当する方が、医療機関等で医療費の一部負担金を支払った場合、その額に応じて助成を受けることができます。

- ① 18歳に達する以後の最初の3月31日までの間にある、父又は母のない児童及びその児童を扶養する配偶者のない方

「配偶者のない方」の例

- 配偶者と離婚又は死別し、現に婚姻をしていない方
- 配偶者の生死が明らかでない方
- 配偶者から遺棄されている方
- 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができない方
- 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている方
- 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない方
- 婚姻によらないで父又は母となり、現に婚姻をしていない方

- ② 18歳に達する以後の最初の3月31日までの間にある、父母のない児童

※なお、児童扶養手当(一部支給)に準じた所得制限があり、医療費助成受給者及び扶養義務者等の所得が制限額以上の場合は、助成を受けることができません。

支給額

各医療機関で月ごとに出される診療報酬明細書による一部負担金のうち、入院費用 5,000 円、入院外費用 1,500 円を超える額が支給されます。

ただし、児童が3歳に達する日の属する月の末日までの間にある場合、又は医療費助成受給者及び扶養義務者等が市町村民税非課税の場合は、一部負担金を含めた全額が支給されます。

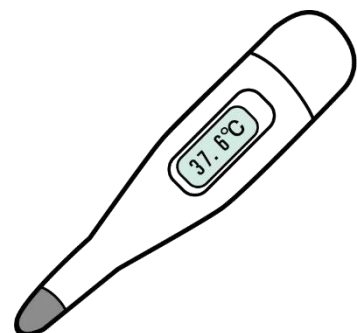
給付方法

18歳となる年度の3月31日まで…現物給付方式

19歳となる年度の4月1日から…償還払い方式

お問い合わせ・申請窓口

お住まいの市町村の医療費助成窓口
(市町村によって所得制限額、支給額等が異なります)





ひとり親家庭及び寡婦の生活の安定、子どもの福祉の増進を図るために無利子（又は低利子）で各種資金の貸付を行っています。

貸付を受けられる方

- 母子家庭の母
- 父子家庭の父
- 20歳未満の父母のいない児童
- 寡婦(かつて母子家庭の母であった方で現在子どもが20歳以上になっている方)
- 40歳以上の配偶者のいない女性
- 母子・父子福祉団体 等

所得による貸付の制限

○40歳以上の配偶者のいない女性及び現に扶養する子等のない寡婦の場合は、前年の所得が203万円6千円を超えるときは、原則として貸付は受けられません。

貸付内容

次ページのとおり

お問い合わせ・申請窓口

お住まいの市町村の福祉資金貸付窓口



母子父子寡婦福祉資金の概要（令和5年4月1日現在）

	貸付対象など		貸付限度額	利率
事業開始資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福祉団体 寡婦	事業を開始するのに必要な設備、什器、機械などの購入資金	3,260,000円 団体 4,890,000円	無利子(又は年1.0%)
事業継続資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福祉団体 寡婦	現在経営を営んでいる事業（母子福祉団体については政令で定める事業）を継続するために必要な商品、材料などを購入する運転資金	1,630,000円 団体 1,630,000円	無利子(又は年1.0%)
修学資金	(父母のない)児童 寡婦が扶養する子	高等学校、大学、高等専門学校または専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費などの必要な資金	学校の種別ごとに異なります。 詳しくはお問合せください。	無利子
技能習得資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	自ら事業を開始し又は会社などに就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額68,000円 (特別一括816,000円) 運転免許460,000円	無利子(又は年1.0%)
修業資金	(父母のない)児童 寡婦が扶養する子	事業を開始又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額68,000円 (特別460,000円)	無利子
就職支度資金	母子家庭の母 父子家庭の父 (父母のない)児童 寡婦	就職するために直接必要な被服、履物など及び通勤用自動車などを購入する資金	105,000円 (特別340,000円)	無利子(又は年1.0%)
医療介護資金	母子家庭の母 父子家庭の父 児童(介護の場合は児童を除く) 寡婦	医療又は介護を受けるために必要な資金(当該医療又は介護を受ける期間が1年以内の場合に限る)	<医療> 340,000円 (特別480,000円) <介護> 500,000円	無利子(又は年1.0%)
生活資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	(1)知識技能を修得する期間中の生活を維持するために必要な資金 (2)医療・介護を受けている期間中の生活を維持するために必要な資金 (3)母子家庭・父子家庭になって間もない(7年未満)者が生活を安定・継続するために必要な資金 (4)失業中の生活を安定・継続するのに必要な資金 (5)家計急変による収入の激変緩和のために必要な資金	(1)月額 141,000円 (2)~(4) 月額108,000円 (5)児童扶養手当に準拠した額(全額支給の額)の範囲内	無利子又は年1.0%(医療又は介護を受けている場合及び技能習得期間中の貸付については無利子)
住宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を建設、購入、補修、保全、改築又は増築するのに必要な資金	1,500,000円 (特別2,000,000円)	無利子(又は年1.0%)
転宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を移転するための住宅の貸借に際し必要な資金	260,000円	無利子(又は年1.0%)
就学支度資金	(父母のない)児童 寡婦が扶養する子	就学、修業するために必要な被服などの購入に必要な資金	学校の種別ごとに異なります。 詳しくはお問合せください。	無利子
結婚資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	子の婚姻に必要な資金	310,000円	無利子(又は年1.0%)

※貸付限度額は変わる場合があります。



低所得世帯、障がい者世帯及び高齢者世帯に対し、各種資金の貸付と必要な相談支援を行います。

事業実施主体

岩手県社会福祉協議会
(受付窓口:各市町村社会福祉協議会)

貸付対象

- ① 低所得世帯
資金の貸付にあわせて必要な支援を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって、必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯(市町村民税非課税程度)
- ② 障がい者世帯
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(現に障害者総合支援法によるサービスを利用している等これと同程度と認められる者を含む。)の属する世帯
- ③ 高齢者世帯
65歳以上の高齢者の属する世帯

貸付内容

次ページのとおり

お問い合わせ・申請窓口

お住まいの市町村社会福祉協議会



資金の種類	貸付対象	概要	貸付額	利率	
総合支援資金	生活支援費	低所得世帯	生活再建までの間(原則3か月以内)に必要な生活費の貸付	単身世帯 月額15万円以内 二人以上の世帯 月額20万円以内	保証人有 :無利子 保証人無 :年1.5%
	住宅入居費	低所得世帯	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用の貸付	40万円以内	
	一時生活再建費	低所得世帯	生活再建のために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用の貸付	60万円以内	
福祉資金	福祉費	低所得世帯 障がい者世帯 高齢者世帯	日常生活又は自立生活を送るために一時的に必要な費用の貸付	580万円以内 (使途に応じて決定)	保証人有 :無利子 保証人無 :年1.5%
	緊急小口資金	低所得世帯 障がい者世帯 高齢者世帯	一時的に生計の維持が困難となった場合の生活費の貸付	10万円以内	無利子 (保証人不要)
教育支援資金	教育支援費	低所得世帯	高等学校、大学、高等専門学校等に就学するために必要な費用の貸付	高等学校等 月額3万5千円以内 高等専門学校等 月額6万円以内 大学 月額6万5千円以内 ※特に必要と認める場合は、上記各上限額の1.5倍まで貸付可能。	無利子 (連帯借受人がない場合は保証人必要)
	就学支度費	低所得世帯	高等学校、大学、高等専門学校等に入学するために必要な費用の貸付	50万円以内	無利子 (連帯借受人がない場合は保証人必要)
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	(市町村民税非課税程度の) 高齢者世帯	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活費を貸付	不動産評価額の7割を標準として、県社協が定めた額(1月当たりの上限は30万円)	年3%又は、当該年度における4月1日時点の銀行の長期プライムレートのいずれか低い方。保証人については、要保護世帯向けのみ不要。
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	(要保護の) 高齢者世帯	要保護世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活費を貸付	不動産評価額の7割(集合住宅の場合は5割)を標準として、県社協が定めた額	

※母子世帯や父子世帯、寡婦世帯の方は、母子父子寡婦福祉資金貸付制度が優先制度となります。



生活しているうちに病気やケガなどにより働けなくなったり、働き手が死んだりして、生活に困ることがあります。

生活保護は生活に困っている人に対して、国民の生存権の保障を規定した憲法第 25 条の理念に基づき、最低限度の生活を保障します。

保護の決め方

保護は原則として、世帯(暮らしをともにしている家族)を単位として、その世帯の最低生活費の額と世帯員全員の収入額を比較し、不足する場合にその不足する額が保護費として支給されます。

【最低生活費】その世帯の人数、年齢、住んでいる地域等を基に国で定めた基準により計算された 1 カ月分の生活費

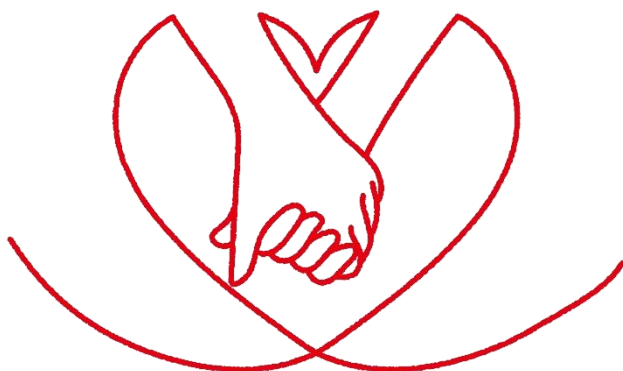
保護の要件

保護を受けるためには、世帯の資産や稼働能力、他制度の活用等が優先されます。詳しくは申請窓口へお問い合わせください。

お問い合わせ・申請窓口

○市在住者▶お住まいの市福祉事務所

○町村在住者▶お住まいの町村役場福祉窓口 又は最寄りの広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センター(宮古・二戸に限る)





一定の収入基準を満たしている場合、県営住宅に入居することができます。

優先入居

20歳未満の子を扶養している配偶者のない方、DV被害者の方は、県営住宅入居の公募の際、優先入居枠として設定した住居がある場合には、優先的に抽選を受けることができます。

収入基準からの控除

県営住宅に入居する際には、一定の収入基準を満たす必要があります。
次の要件を満たす方については、入居を申し込んだ方の所得から、控除して収入基準を計算します。

控除要件

- (1) ひとり親控除(その人の所得から 35 万円を限度に控除)…婚姻をしていない又は配偶者の生死が明らかでない人のうち、次のすべてに該当する方。
 - ① その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいない人
 - ② 生計を一にする子がいる人(この場合の子は、その年分の総所得金額等が 48 万円以下で、他の人の同一年計配偶者や扶養親族になっていない人に限る)
 - ③ 合計所得金額が 500 万円以下の人
- (2) 寡婦控除(その人の所得から 27 万円を限度に控除)…ひとり親控除に該当しない人で、次のいずれかに該当する方。(事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいる場合は対象外)
 - ① 夫と離婚したのち婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が 500 万円以下の人
 - ② 夫と死別したのち婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない人で、合計所得金額が 500 万円以下の人

お問い合わせ・申請相談窓口

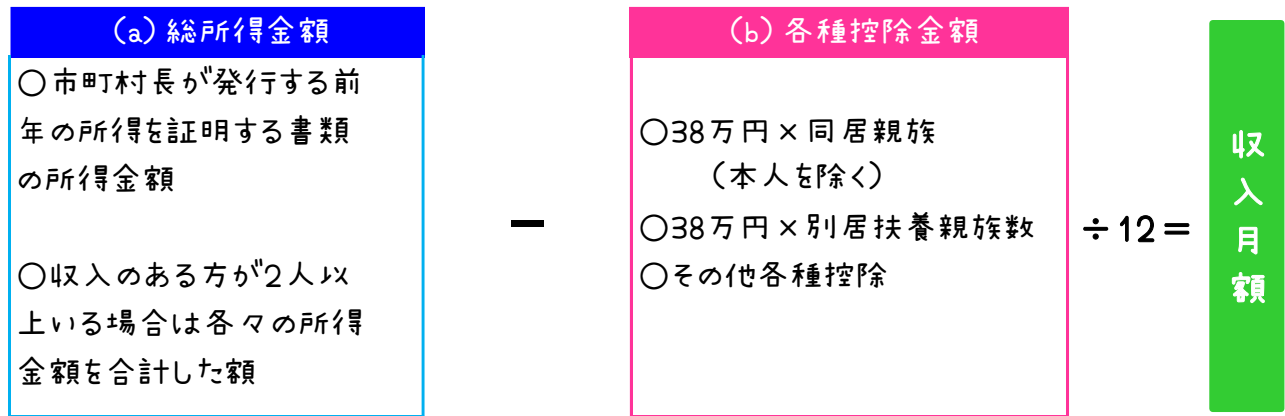
一般財団法人 岩手県建築住宅センター(指定管理者)
盛岡市盛岡駅西通 1-7-1
岩手県民情報交流センター(アイーナ)2F
☎019-623-4414



収入基準



収入の判定は、申込者及び同居親族(婚約者等の同居予定者を含みます。)の中で収入のある方全員の総所得金額(a)を対象とします。収入基準による申込資格の有無は、この総所得金額から各種控除金額(b)を差し引き、これを12か月で割った収入月額で判定します。なお、この収入月額により家賃が決まります。



収入月額	入居判定
158,000円以下	入居可
158,001円以上 214,000円以下	高齢者世帯又は世帯員の中に高校生程度の子ども・障がい者・戦傷病者・原爆被爆者及び海外からの引揚者がいる世帯は入居可
214,001円以上	入居不可

■給与所得者の算定方法

収入金額	給与所得の金額
1,619,000円未満	収入金額 - 550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	収入金額 × 60% + 100,000円
1,800,000円～3,599,999円	収入金額 × 70% - 80,000円
3,600,000円～6,599,999円	収入金額 × 80% - 440,000円
6,600,000円～9,999,999円	収入金額 × 90% - 1,100,000円

(注) 収入金額が1,628,000円以上6,600,000円未満の場合、4千円で割り、小数点以下を切り捨てた額に4千円を掛けて得た金額に基づき給与所得の金額を算定してください。



生活保護を受給していないものの、現に経済的に困窮している方に対し、相談窓口において一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

支援内容

○自立相談支援事業

生活に困窮している方ができるだけ早く自立できるように、専門の支援員が相談を受け、その方が抱える様々な課題に対応した支援へとつなげていきます。

○住居確保給付金

離職等により生活に困って住居を失った方や、住居を失うおそれのある方に、安定した就職活動ができるように、一定期間で家賃相当額を支給します。

※支給額には上限があります。また、資産・収入に関する一定の要件があります。

○その他の事業 ※自治体によって実施される事業は異なります。

・就労準備支援事業

▶就労に向けた段階的な支援を行います。

・家計改善支援事業

▶家計の再建を支援します。

・子どもの学習・生活支援事業

▶子どもが学ぶ機会の提供等を行います。

・一時生活支援事業

▶住居を持たない方に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供します。

《相談から支援までの流れ》（相談無料・秘密厳守）

① まずは地域の相談窓口へ

あなたの生活の困りごとや不安を支援員にお話ください。

② 生活の状況を見つめる

あなたの生活の状況と課題を分析し自立に向けて支援を行います。

③ あなただけの支援プランを

支援員はあなたの自立に向けた目標や支援内容を一緒に考え、支援プランをつくります。

④ 支援決定・サービス提供

完成した支援プランは支援調整会議により正式に決定され、そのプランに基づいて各種サービスが提供されます。

⑤ 定期的なモニタリング

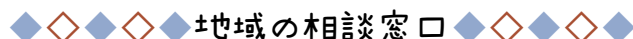
あなたの状態や支援の提供状況を支援員が定期的に確認し、プランどおりにいかない場合はプランを再検討します。

⑥ 真に安定した生活へ

安定した生活を維持できているか、一定期間、支援員によるフォローアップがなされます。

お問い合わせ・申請窓口

お住まいの地域の相談窓口(下記)



お住まいの地域	窓口名	電話番号
盛岡市	盛岡市くらしの相談支援室	019-626-1215
宮古市	くらしネットみやこ相談室	0193-65-7046
大船渡市	ここからセンター	0192-27-0001
花巻市	生活支援相談窓口	0198-22-6708
北上市	暮らしの自立支援センター きたかみ	0197-72-6074
久慈市	生活あんしん相談室	0194-61-3741
遠野市	遠野市自立生活相談窓口	0198-68-3194
一関市	くらしサポートセンターいちのせき	0191-23-6020
陸前高田市	くらし応援窓口	0192-54-5151
釜石市	くらし・しごと相談所	0193-27-8188
二戸市	くらしの相談窓口	0195-43-3588
八幡平市	はちまんたい暮らしの支援室	0195-74-4400
奥州市	くらし・安心応援室	0197-47-4546
滝沢市	滝沢市社会福祉協議会	019-684-1110
雫石町、葛巻町、岩手町、 紫波町、矢巾町	いわて県央生活支援相談室	019-637-4473
西和賀町	あんしんサポートセンター 西和賀	0197-84-2161
金ヶ崎町	くらし・安心応援室	0197-47-4546
平泉町	くらしサポートセンターいちのせき	0191-23-6020
住田町	ここからセンター	0192-46-2300
大槌町	くらし・しごと相談所	0193-42-4355
山田町、岩泉町、田野畑村	宮古圏域くらしサポートセンター	0193-65-8815
普代村、野田村、洋野町	生活あんしん相談室	0194-61-3741
軽米町、九戸村、一戸町	あすいろ	0195-43-3525



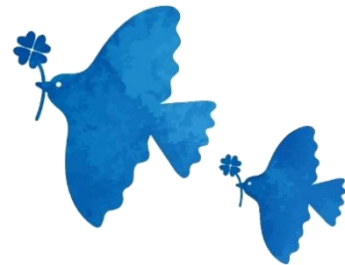
配偶者と死別又は離別した女性又はこれに準ずる事情にある女性であって、経済的な理由や住居がない等の事情のため児童の監護が十分果たし得ない方を入居させ保護するとともに、これらの方の自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする施設です。

援護内容

居室の提供、母子指導員等による生活指導を行っています。

費用

入居者の課税状況に基づき、負担額が決められます。



相談・手続き

入所についての相談は、市福祉事務所、町村役場及び広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センターで受け付けます。

入所の決定は、市福祉事務所、広域振興局で行います。

所在地

○盛岡市立かつら荘(定員 30 人)
〒020-0127 盛岡市前九年 3-7-1

お問い合わせ・申請窓口

○市在住者 お住まいの市福祉事務所

○町村在住者 お住まいの町村役場福祉窓口 又は最寄りの広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センター



母子家庭、父子家庭及び寡婦の方が、一時的な事情により生活環境が激変し、日常生活に支障があるときに、家庭生活支援員を派遣し、生活援助、保育サービスを提供しています。

対象

次のいずれかに該当し、日常生活を営むのに支障がある世帯

- ① 母子家庭の母子 ② 父子家庭の父子 ③ 寡婦

こんなときに利用できます

- ① 教育訓練等の受講のため、通学する必要があるとき。
- ② 就職活動のために子どもを預けなければならないとき。
- ③ 学校等の行事に参加するとき。
- ④ 仕事で出張しなければならないとき。
- ⑤ 病気、出産、事故、災害、冠婚葬祭等で援助が必要なとき。



支援の内容

乳幼児の保育、食事の世話、住居の掃除、身の回りの世話、買い物、医療機関等との連絡など

費用 ※所得に応じて利用料の負担があります。

利用世帯の区分	負担割合	利用者の負担額（1時間あたり）	
		生活援助	子育て支援
生活保護世帯、市町村民税非課税世帯	なし	0円	0円
児童扶養手当支給水準の世帯	1割	150円	70円
前記以外の世帯	2割	300円	150円

相談・利用手続き

- ① お住まいの市町村窓口で登録申込を行う。
- ② 利用したい日時を岩手県母子寡婦福祉連合会に連絡し、申し込む。
- ③ 岩手県母子寡婦福祉連合会が調整を行い、家庭生活支援員を派遣する。
- ④ 費用負担が発生する場合は、後日送付する費用負担額の納付書により利用料を支払う。

お問い合わせ・申請窓口

《登録申込》お住まいの市町村窓口

《利用申込》（一社）岩手県母子寡婦福祉連合会

☎019-623-8539



保護者の疾病、出産、育児疲れ及び恒常的な残業等により、家庭での養育が一時的に困難になった児童を児童養護施設等の児童福祉施設で一定の期間、養育、保護します。

事業内容

○ショートステイ事業

保護者の疾病、冠婚葬祭、事故、出張、看護及び学校等の公的行事への参加等に対応し一時的に養育・保護を行う。

○トワイライトステイ事業

保護者が仕事、その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭において、児童を養育することが困難となった場合、その他緊急の場合において、その児童を実施施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行う。

利用対象者

児童の養育が一時的又は恒常的な残業等により困難になった家庭であって、他に養育する者がいない場合及び緊急的に保護を必要とする児童又は母子等で市町村長が認めた者

実施施設

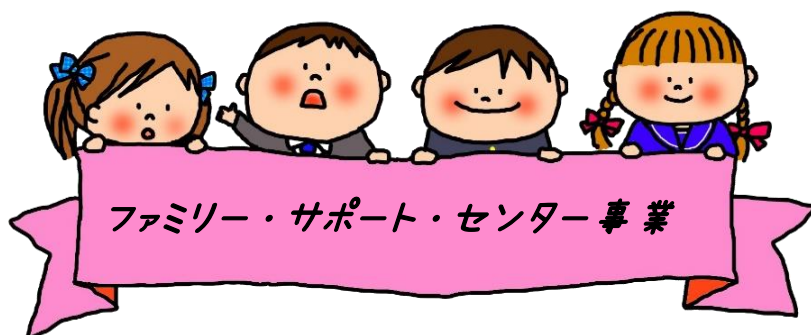
児童養護施設、乳児院等で本事業が可能な児童福祉施設等

お問い合わせ・申請窓口

○市在住者▶お住まいの市福祉事務所

○町村在住者▶お住まいの町村役場福祉窓口 又は最寄りの広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センター





地域において育児等の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児等について助け合う会員組織です。

相互援助活動の内容

- ・急な残業の場合に子どもを預かる。
- ・保育施設までの送迎を行う。
- ・保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預かる。
- ・保護者の病気や急用等の場合に子どもを預かる。
- ・冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる。
- ・買い物等外出の際、子どもを預かる。…など

会員になるには

援助を受けたい方「依頼会員」、育児等の援助を行いたい方「提供会員」は直接、ファミリー・サポート・センターにお申込みください。特別な資格は特に必要ありませんが、「提供会員」は事前に育児に関する講習を受ける必要があります。
また、「依頼会員」と「提供会員」の「両方会員」になることも可能です。

費用

「依頼会員」から「提供会員」へ、活動時間に応じて活動報酬を支払うことになっています。活動報酬は、活動時間帯、活動内容によって異なりますので、詳細は各ファミリー・サポート・センターにお問い合わせください。

お問い合わせ・申請窓口

直接、ファミリー・サポート・センターにお問い合わせください。
(連絡先は次ページ)



県内では次のとおり、
ファミリー・サポート・センター
が設置されています。



盛岡市ファミリー・サポート・センター	盛岡市若園町2-2 盛岡市総合福祉センター内	☎019-625-5810
滝沢市ファミリー・サポート・センター	滝沢市中鶴飼47-1 滝沢市市民福祉センター内	☎019-684-6158
はなまきファミリー・サポート・センター	花巻市花城町1-47 生涯学園都市会館内	☎0198-24-5055
遠野市わらすっこファミリー・サポート・センター	遠野市東館町8-12 遠野市子育て総合支援センター 元気わらすっこセンター	☎0198-62-0189
北上市ファミリー・サポート・センター	北上市新穀町1-4-2 2階	☎0197-64-3312
奥州市ファミリー・サポート・センター	奥州市水沢南町5-12 奥州市総合福祉センター内	☎0197-25-6309
一関市ファミリー・サポート・センター	一関市城内1-36 一関市総合福祉センター内	☎0191-23-6020
大船渡市ファミリー・サポート・センター	大船渡市立根町字下欠125-12 大船渡市Y・Sセンター	☎0192-27-0001
釜石市ファミリー・サポート・センター	釜石市野田町2-15-30 ドルチェ21 103号室 母と子の虹の架け橋事務所内	☎080-5870-4443
宮古市ファミリー・サポート・センター	宮古市西町1-2-13 ふれあいステーション・あい内	☎0193-64-4117
二戸市ファミリー・サポート・センター	二戸市石切所字荒瀬18 二戸市子育て支援センター内	☎0195-23-0818
金ヶ崎町ファミリー・サポート・センター	金ヶ崎町西根南羽沢43 金ヶ崎町社会福祉協議会内	☎0197-44-6060
紫波町ファミリー・サポート・センター	紫波町日詰西1-2-14(1階)	☎019-656-1481
矢巾町ファミリー・サポート・センター	矢巾町大字南矢幅14-78 矢巾町保健福祉交流センター内	☎019-611-2777



ひとり親家庭の母又は父が、経済的自立に効果的な資格を取得するため、養成機関等で¹修学する場合に、高等職業訓練促進給付金等を支給します。

対象資格…看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、理容師、美容師 等

対象者…養成機関において、修業が開始した日以後において、次の要件を全て満たす母子家庭の母又は父子家庭の父。

- ① 児童扶養手当の支給を受けていること又はこれと同等の所得水準にあること。
- ② 養成機関において、1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方。
- ③ 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められること。
- ④ 原則として、過去に「高等職業訓練促進給付」の支給を受けたことがないこと。
- ⑤ 県内に住所を有すること。

支給額…

高等職業訓練促進給付金

○非課税世帯／月額 100,000 円 ○課税世帯／月額 70,500 円

高等職業訓練終了支援給付金

○非課税世帯／50,000 円 ○課税世帯／25,000 円

支給期間…修業期間(上限 48 月)

支給方法…

原則として申請のあった日の属する月以降、月単位に支給。
(支給すべき事由が消滅した場合には、その日の属する月まで)



お問い合わせ・申請窓口…

○市在住者▶お住まいの市福祉事務所

(ただし、市によっては事業を実施していない場合があります)

○町村在住者▶お住まいの町村を管轄する広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センター

高等職業訓練促進給付金の支給を受ける方を対象とする入学準備金、就職準備金の貸付制度があります。詳しくは、お住まいの市町村、広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センターにお問い合わせください。



母子家庭の母又は父子家庭の父が、雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座を受講する場合、その受講料の一部を助成します。

対象者

○母子家庭の母又は父子家庭の父であって、次の給付要件の全てを満たす方。

- ① 児童扶養手当の支給を受けていること又はこれと同様の所得水準にあること。
- ② 給付を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要だと認められるものであること。

対象講座

- ① 雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座
- ② 国が別に定める就業に結び付く可能性が高い講座

支給額

対象者が、対象講座の受講のために本人が支払った費用の60%に相当する額

お問い合わせ・申請窓口

- 市在住者 お住まいの市福祉事務所
- 町村在住者 お住まいの町村を管轄する広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センター



高等学校を卒業していない(中退を含む)ひとり親家庭の親や子が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合に、講座の受講費用等の一部を助成します。

対象者

○母子家庭の母又は父子家庭の父で次の要件を全て満たす方

- ① 20歳未満の児童を養育している方
- ② 児童扶養手当の支給を受けていること又はこれと同様の所得水準にあること。
- ③ 高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められること。
- ④ 高卒認定試験合格のための講座をこれから受講開始すること(事前申請が必要)。
- ⑤ 過去にこの高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の給付を受けていないこと。

対象講座

高卒認定試験の合格を目指す講座(通信制講座を含む)

※高卒認定試験の試験科目の免除を受けるため高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は対象となりません。

支給額

申請者が支払った受講費用の6割(上限15万円)を支給。

うち4割(4千円以上、上限10万円)は講座修了時、2割は認定試験合格時に支給。

お問い合わせ・申請窓口

○市在住者 お住まいの市福祉事務所

(ただし、市によっては事業を実施していない場合があります)

○町村在住者 お住まいの町村を管轄する広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センター



職業訓練

○公共職業訓練

再就職に必要な技能や知識の習得レベルアップを図っていただくため、早期に再就職ができるよう(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構岩手支部岩手職業能力開発促進センターや県が、それぞれの施設や民間教育訓練機関などに委託して行うものです。原則としてハローワークへ求職申込みをしており、かつハローワークの所長が訓練の受講が必要と認めた方が受講対象者となります。

- (1) 離職者等再就職訓練
- (2) 日本版デュアルシステム訓練
- (3) 母子家庭の母等の職業訓練

○求職者支援訓練

雇用保険を受給できない離職者(受給を終了した方を含む)に対して、専修・各種学校、教育訓練企業、NPO 法人、社会福祉法人、事業主などの訓練実施機関が、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構岩手支部により訓練実施計画の認定を受けて行う職業訓練であり、次のような内容のものがああります。

- ① 基礎訓練(基礎コース)
就職に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を付与するための職業訓練(IT スキル、簿記会計実務等に関する基礎的訓練)
- ② 実践訓練(実践コース)
基礎的スキル等並びに実践的な技能及びこれに関する知識を付与するための職業訓練(介護、医療事務、情報系、建設関係の実践的訓練)
- ③ 震災対策特別訓練コース
震災復興のための車両系建設機械の操作の修了資格の取得に係る職業訓練

ハローワークに求職申込みを行い、ハローワークの所長から支援指示を受けた方が受講対象者となります。

職業訓練受講給付金

雇用保険を受給できない方が、ハローワークの支援指示を受けて求職者支援訓練や公共職業訓練を受講し、一定の支給要件を満たす場合、職業訓練を受けることを容易にするため、支給されます。

- 支給額(月額)…職業訓練受講手当 10万円

求職者支援資金融資

職業訓練受講給付金の支給決定を受けた方で、その給付金のみでは生活費等が不足する場合、職業訓練を受けることを容易にするため、更なる支援として、労働金庫から融資を受けることができます。

●貸付上限額【貸付利率 3.0%】

同居者がいる場合等▶10万円×受講予定訓練月数

それ以外の方(単身者等)▶5万円×受講予定訓練月数

お問い合わせ・申請窓口

ハローワーク(公共職業安定所)



児童扶養手当受給者に対し、母子・父子自立支援員が面接を行い、本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況を把握し、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定して、ハローワーク等と連携しながらきめ細かに自立、就労を支援します。

対象者

岩手県内にお住まいの児童扶養手当を受給しているひとり親で、就職や転職を希望している方。
※直接、優先的に仕事を紹介するものではありません。

お問い合わせ・申請窓口

- 市在住者 ▶お住まいの市福祉事務所
- 町村在住者 ▶お住まいの町村役場福祉窓口 又は最寄りの広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センター

❁ 母子・父子自立支援員とは？

母子・父子自立支援員は、母子家庭、父子家庭及び寡婦の福祉増進のため、身上相談に応じ、その自立に必要な指導を行っています。

- 相談内容
 - ①就職、生業、住宅等の生活上の問題に関する相談
 - ②生活費、教育費、医療費等経済上の問題に関する相談
 - ③母子父子寡婦福祉資金の貸付相談
- 設置状況 市福祉事務所や県広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センターに1～3人の母子・父子自立支援員が配置されています。



ひとり親家庭等が日常生活上抱えている諸問題について、弁護士による法律相談を行います。

対象者

- 母子家庭の母
- 父子家庭の父
- 寡婦

※配偶者からの暴力等により家出をしている等、既に婚姻の実態は失われているが、離婚の届出を行っていない方も含みます。

相談内容

養育費、遺産相続、家庭紛争、交通事故補償、金銭消費貸借、生活保護、児童扶養手当、雇用保険、年金、税金、医療費、住宅、土地の問題 等

相談方法

- ① 随時方式／対象者の希望する日時場所(要予約)で相談する方法(1回30分程度)
- ② 指定方式／広域振興局等を会場として指定日に行う法律相談会において相談する方法

費用

無料

お問い合わせ・申請窓口

(一社)岩手県母子寡婦福祉連合会

☎019-654-9838



DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、「配偶者やパートナーからの暴力」のことで、様々な形態の暴力を使い、一方が他方を支配することです。
下記の窓口でDVについての相談対応を行っています。

相談窓口

○配偶者暴力相談支援センター

◆岩手県福祉総合相談センター

月～金 9:00～16:00 ☎019-629-9610
夜間 17:45～21:40 ☎019-652-4152
土日祝 9:00～21:40 ☎019-652-4152

◆広域振興局保健福祉環境部（月～金 8:30～17:00）

※本局以外は保健福祉環境センターとなります。

盛岡(本局) ☎019-629-6567
県南(本局) ☎0197-22-2862
花巻 ☎0198-22-4921
一関 ☎0191-26-1415
沿岸(本局) ☎0193-25-2713
宮古 ☎0193-64-2213
大船渡 ☎0192-27-9913
県北(本局) ☎0194-53-4982
二戸 ☎0195-23-9217

◆岩手県男女共同参画センター ☎019-606-1762

水・木 10:00～17:00
金 13:00～20:00
土・日 12:00～15:00

◆もりおか女性センター ☎019-604-3304

月・火・金 10:00～17:00
水・木 10:00～20:00

○岩手県警察本部「安全相談」 ☎ #9110

※各警察署でも相談を受け付けています。

身の危険を感じたら……迷わず 110 番

○岩手県復興防災部消防安全課

「犯罪被害者等支援総合案内窓口」

月～金 9:00～17:00 ☎ 019-629-6871

○盛岡地方法務局「女性の人権ホットライン」

月～金 8:30～17:15 ☎ 0570-070-810



ひとり親家庭等就業・自立支援センターでは、就業相談や養育費相談に応じているほか、就職に有用な技能を修得する講習会を行っています。

就業相談

平日 9:00～16:00(第2・4月曜日は 9:00～17:00)専門の相談員が随時相談を受付。
ひとり親家庭の家庭の状況や職業適性等に応じた就業相談を行っています。

養育費相談

平日 9:00～16:00(第2・4月曜日は 9:00～17:00)専門の相談員が随時相談を受付。
生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、養育費の取り決めなどに関する相談を行っています。

法律相談

指定日に開催(センターホームページからご確認ください)。
※指定法律相談日に都合がつかない方は、随時にてお受けいたしますので、ご遠慮なくご相談ください。
生活に密着した法律問題や養育費の取り決めなどを解決するために、法律の専門家による特別相談を行っています。(秘密厳守)

就業支援講習会

就業に必要な知識や技能の習得を図るための講習会を行っています。

お問い合わせ・申請窓口

岩手県ひとり親家庭等就業・自立支援センター

☎019-654-9838

✉iwate.bosikyo2@crest.ocn.ne.jp

知っておくと便利！公正証書

公正証書とは、法律の専門家である公証人が作成する公文書のことです。

養育費の金額、支払方法等を公正証書等で作成しておく、相手方が養育費を支払わない場合、訴訟を起こさなくても、不動産・動産・給料などの財産を差し押さえる強制執行が可能になります。

- 公正証書は離婚届前でも届出後でも可能。
- 費用は証書作成の手数料です。相談のみは無料です。
- 詳しくは公証人役場へお問い合わせください。





社会福祉協議会

名称	住所	電話番号
岩手県社会福祉協議会	盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手内	☎019-637-4466
盛岡市社会福祉協議会	盛岡市若園町2-2 盛岡市総合福祉センター内	☎019-651-1000
宮古市社会福祉協議会	宮古市小山田2-9-20 宮古市総合福祉センター内	☎0193-64-5050
大船渡市社会福祉協議会	大船渡市立根町字下欠125-12 大船渡市Y・Sセンター内	☎0192-27-0001
花巻市社会福祉協議会	花巻市石神町364 花巻市総合福祉センター内	☎0198-24-7222
北上市社会福祉協議会	北上市常盤台2-1-63 北上市総合相談センター内	☎0197-64-1212
久慈市社会福祉協議会	久慈市旭町7-127-3 久慈市総合福祉センター内	☎0194-53-3380
遠野市社会福祉協議会	遠野市松崎町白岩字薬研淵1-3 市総合福祉センター内	☎0198-62-8459
一関市社会福祉協議会	一関市城内1-36 一関市総合福祉センター内	☎0191-23-6020
陸前高田市社会福祉協議会	陸前高田市高田町字太田511	☎0192-54-5151
釜石市社会福祉協議会	釜石市大渡町3-15-26 釜石市保健福祉センター内	☎0193-24-2511
二戸市社会福祉協議会	二戸市仁左平字横手2-3 あったかセンター内	☎0195-25-4959
八幡平市社会福祉協議会	八幡平市野駄19-50 市総合福祉センター内	☎0195-74-4400
奥州市社会福祉協議会	奥州市水沢南町5-12 市総合福祉センター内	☎0197-25-6158
滝沢市社会福祉協議会	滝沢市中鵜飼47-1 市老人福祉センター内	☎019-684-1110
雫石町社会福祉協議会	岩手郡雫石町千刈田82-2 雫石町総合福祉センター内	☎019-692-2230
葛巻町社会福祉協議会	岩手郡葛巻町葛巻17-44-9 葛巻町高齢者福祉センター内	☎0195-68-7161
岩手町社会福祉協議会	岩手郡岩手町五日市10-51-1	☎0195-62-3570
紫波町社会福祉協議会	紫波郡紫波町二日町字古館356-1 町総合福祉センター内	☎019-672-3258
矢巾町社会福祉協議会	紫波郡矢巾町南矢幅14-78 町保健福祉交流センター内	☎019-611-2840
西和賀町社会福祉協議会	和賀郡西和賀町沢内太田1-30	☎0197-85-3225
金ヶ崎町社会福祉協議会	胆沢郡金ヶ崎町西根南羽沢43 福祉センター内	☎0197-44-6060
平泉町社会福祉協議会	西磐井郡平泉町平泉字志羅山12-6	☎0191-46-5077

名称	住所	電話番号
住田町社会福祉協議会	気仙郡住田町世田米字川向96-5 住田町保健福祉センター内	☎0192-46-2300
大槌町社会福祉協議会	上閉伊郡大槌町上町9-50	☎0193-41-1511
山田町社会福祉協議会	下閉伊郡山田町山田第15地割82番地2	☎0193-82-3841
岩泉町社会福祉協議会	下閉伊郡岩泉町岩泉字森の越4-14	☎0194-22-3400
田野畑村社会福祉協議会	下閉伊郡田野畑村田野畑120-1 村保健センター内	☎0194-33-3025
普代村社会福祉協議会	下閉伊郡普代村第13地割字普代169-1 自然休養村管理センター内	☎0194-35-2100
軽米町社会福祉協議会	九戸郡軽米町大字上館1-78-1 軽米町老人福祉センター内	☎0195-46-2881
野田村社会福祉協議会	九戸郡野田村大字野田第17地割107番地 野田村保健センター内	☎0194-71-1414
九戸村社会福祉協議会	九戸村大字伊保内7-39-4 九戸村総合福祉相談センター内	☎0195-41-1200
洋野町社会福祉協議会	洋野町種市23-27-2 種市生活改善センター内	☎0194-65-5360
一戸町社会福祉協議会	二戸郡一戸町一戸字砂森93-2 町総合保健福祉センター内	☎0195-33-3385

公共職業安定所

名称	住所	電話番号
盛岡	盛岡市紺屋町7-26	☎019-651-8811
ハローワーク盛岡 マザーズコーナー	盛岡市菜園1-12-18 盛岡菜園センタービル2F	☎019-907-0203
沼宮内（出）	岩手郡岩手町大字沼宮内7-11-3	☎0195-62-2139
釜石	釜石市新町6-55	☎0193-23-8609
遠野（出）	遠野市新町2-7	☎0198-62-2842
宮古 ※	宮古市小山田1-1-1 宮古合同庁舎	☎0193-63-8609
花巻	花巻市材木町27-10	☎0198-23-5118
一関 ※	一関市山目字前田13-3	☎0191-23-4135
水沢 ※	奥州市水沢東中通り1-5-35	☎0197-24-8609
北上	北上市大曲町5-17	☎0197-63-3314
大船渡	大船渡市大船渡町字赤沢17-3 大船渡合同庁舎	☎0192-27-4165
二戸	二戸市石切所字荷渡6-1 二戸合同庁舎	☎0195-23-3341
久慈	久慈市川崎町2-15	☎0194-53-3374

※マザーズコーナー設置安定所

市町村（市役所・町村役場）

※福祉の窓口が別庁舎の場合もありますので、代表電話で確認願います。

市町村名	住所	電話番号
盛岡市	盛岡市内丸 1 2-2	☎019-651-4111
宮古市	宮古市宮町 1-1-30	☎0193-62-2111
大船渡市	大船渡市盛町字宇津野沢 1 5	☎0192-27-3111
花巻市	花巻市花城町 9-30	☎0198-24-2111
北上市	北上市芳町 1-1	☎0197-64-2111
久慈市	久慈市川崎町 1-1	☎0194-52-2111
遠野市	遠野市中央通り 9-1	☎0198-62-2111
一関市	一関市竹山町 7-2	☎0191-21-2111
陸前高田市	陸前高田市高田町字下和野 100	☎0192-54-2111
釜石市	釜石市只越町 3-9-13	☎0193-22-2111
二戸市	二戸市福岡字川又 4 7	☎0195-23-3111
八幡平市	八幡平市野駄第21地割170番地	☎0195-74-2111
奥州市	奥州市水沢大手町 1-1	☎0197-24-2111
滝沢市	滝沢市中鶴飼 5 5	☎019-684-2111
雫石町	岩手郡雫石町千刈田 5-1	☎019-692-2111
葛巻町	岩手郡葛巻町葛巻第 1 6 地割 1-1	☎0195-66-2111
岩手町	岩手郡岩手町大字五日市第 1 0 地割 4 4	☎0195-62-2111
紫波町	紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目 3 番地 1	☎019-672-2111
矢巾町	紫波郡矢巾町大字南矢幅第 1 3 地割 1 2 3	☎019-697-2111
西和賀町	和賀郡西和賀町川尻 4 0-4 0-7 1	☎0197-82-2111
金ヶ崎町	胆沢郡金ヶ崎町西根南町 2 2-1	☎0197-42-2111
平泉町	西磐井郡平泉町平泉字志羅山 4 5-2	☎0191-46-2111
住田町	気仙郡住田町世田米字川向 8 8-1	☎0192-46-2111

市町村名	住所	電話番号
大槌町	上閉伊郡大槌町上町 1-3	☎0193-42-2111
山田町	下閉伊郡山田町八幡町 3-20	☎0193-82-3111
岩泉町	下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑 59-5	☎0194-22-2111
田野畑村	下閉伊郡田野畑村田野畑 143-1	☎0194-34-2111
普代村	下閉伊郡普代村第9地割字銅屋 13-2	☎0194-35-2111
軽米町	九戸郡軽米町大字軽米 10-85	☎0195-46-2111
野田村	九戸郡野田村大字野田第20地割 14	☎0194-78-2111
九戸村	九戸郡九戸村大字伊保内 10-11-6	☎0195-42-2111
洋野町	九戸郡洋野町種市 23-27	☎0194-65-2111
一戸町	二戸郡一戸町高善寺字大川鉢 24-9	☎0195-33-2111

県庁・出先機関

※事業内容によって管轄地域が異なります。

管轄	名称	住所	電話番号
	岩手県保健福祉部 子ども子育て支援室	盛岡市内丸10-1	☎019-629-5456
盛岡市、八幡平市、滝沢市、 岩手郡、紫波郡	盛岡広域振興局 保健福祉環境部	盛岡市内丸11-1	☎019-629-6565
奥州市、花巻市、北上市、 遠野市、一関市、西和賀町、 金ヶ崎町、平泉町	県南広域振興局 保健福祉環境部	奥州市水沢大手町5-5	☎0197-22-2862
花巻市、北上市、遠野市、 西和賀町	花巻保健福祉環境センター	花巻市花城町1-41	☎0198-22-4921
一関市、平泉町	一関保健福祉環境センター	一関市竹山町7-5	☎0191-26-1415
宮古市、大船渡市、陸前高田市、 釜石市、住田町、大槌町、 下閉伊郡(普代村除く)	沿岸広域振興局 保健福祉環境部	釜石市新町6-50	☎0193-25-2702
宮古市、山田町、岩泉町、 田野畑村	宮古保健福祉環境センター	宮古市五月町1-20	☎0193-64-2213
大船渡市、陸前高田市、 住田町	大船渡保健福祉環境センター	大船渡市猪川町字前田6-1	☎0192-27-9913
久慈市、二戸市、普代村、 軽米町、野田村、九戸村、 洋野町、一戸町	県北広域振興局 保健福祉環境部	久慈市八日町1-1	☎0194-53-4982
二戸市、軽米町、九戸村、 一戸町	二戸保健福祉環境センター	二戸市石切所字荷渡6-3	☎0195-23-9202



発行

岩手県保健福祉部子ども子育て支援室

〒020-8570

岩手県盛岡市内丸10-1

電話 019-629-5456

FAX 019-629-5464